

1 審査会の結論

平塚市長（以下「実施機関」という。）が、『「1. 2003年3月、神奈川県平塚市の合同庁舎建設現場で発見された青酸溶液の入った瓶により発生した汚染土壌に係る一切の書類（「汚染土壌の区域外搬出届出書」や「周知計画」、その後、その土地および搬出先で安全性が確認されたことを示す文書を含む）」「2. 上記1以外に、2000年以降、同様の有害物質により汚染された土壌に係る一切」「3. 上記1の際、被害にあった方々の、その後の治療経過、安否、生活保障に係る一切の書類』』（以下「本件文書」という。）の行政文書任意的公開申出に対し、「2.」の文書（以下「対象文書」という。）のうち「揮発性有機化合物に関する事項及び地下水調査に関する事項」（以下「審査請求対象部分」という。）を公開するとした処分は妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、行政文書任意的公開申出者（以下「申出者」という。）が平成30年9月10日付けで平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号。以下「条例」という。）に基づき行った公開の申出に対し、実施機関が平成31年1月10日付けで対象文書を一部公開するとした処分を取り消し、審査請求対象部分の非公開を求めるものである。

3 審査請求に至る経緯

- (1) 申出者は、平成30年9月10日、条例第29条の規定に基づき、実施機関に本件文書の公開を申し出た。実施機関は、平成30年9月21日、本件文書の内容確認に日数を要するため諾否決定期間の延長を行った。
- (2) 実施機関は、平成30年11月8日、本件文書のうち対象文書以外の文書は取得及び作成しておらず不存在とした行政文書任意的公開回答書を申出者に対し送付した。
- (3) 実施機関は、平成30年11月16日、対象文書に法人等に関する情報が記録されていることから、条例第11条第1項の規定に基づき、意見書提出の機会を付与（以下「第三者意見照会」という。）するため、4社に対して、意見書提出機会付与通知書を送付した。
- (4) 第三者意見照会を行った4社のうち1社（以下「審査請求人」という。）は、平成30年12月14日、21日、25日及び26日の4回にわたり公開に反対する旨の意見書を提出した。
- (5) 実施機関は、平成31年1月10日、対象文書について、条例第5条第1号、第2号及び第6号に該当する情報を除き、一部公開するとした行政文書任意的公開回答書を申出者に対し送付した。同時に、条例第11条第3項の規定に基づき、本件処分を行った理由を付して審査請求人に通知した。
- (6) 審査請求人は、この処分に不服があるとして、平成31年1月28日、行政不服審

査法に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。なお、同日、審査請求人は行政不服審査法に基づき対象文書の公開の執行停止を申立て、実施機関は執行停止を決定した。

4 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭での意見聴取において主張する審査請求理由の趣旨は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 申出者が求めている文書は「青酸溶液及び同様の有害物質により汚染された土壌に係る一切」であり、「青酸溶液及び同様の有害物質」と明らかに限定的に記載されている。審査請求対象部分は求められていないので非公開とすべきである。
- (2) 実施機関は、シアン化合物に関する記載がないページ、他の物質に関する汚染の情報が記載されているページも含めて、一連の行政文書となるとしているが、一連の行政文書であるという理由で、申出者が求めている情報までもが漫然と公開されるようでは、憲法上保障された法人としての諸権利(営業の自由(憲法第21条第1項)等)が侵害される。
- (3) 実施機関は、条例第3条「実施機関は、…個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。」について、法人に関する情報にはこの条文は該当しないと解釈している。しかし、このような解釈のもと、憲法上の人権への配慮が全くなされず、情報公開による人権侵害について何も考慮されないような運用が正当化されるのであれば、当該条例は憲法違反の条例と言わざるを得ない。

5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書公開通知書、弁明書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 対象文書を特定するにあたり、公開の申出の対象は過去に生じた類似の汚染土壌に係る一切の書類であって、「同様の有害物質」のうち「シアン化合物」に限定することは構わないということを申出者に電話にて確認した。
- (2) 対象文書は「同様の有害物質により汚染された土壌に係る一切」であり、シアン化合物に関する記載がない箇所、他の物質に関する汚染の情報が記載されている箇所及びシアン化合物による土壌汚染に伴い副次的に発生した地下水汚染に係る情報が記載されている箇所が含まれるが、シアン化合物以外の汚染物質に関する事項であるということを理由に非公開とする根拠がなく、条例第5条第2号の法人等に関する

る情報にも該当しないため、公開とした。

- (3) 条例第3条は、「平塚市情報公開条例の解釈と運用基準」において、「他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公にしないよう最大限の配慮をして、この条例の解釈及び運用をするためのものである。」とあり、法人に関する情報はこの条文には該当しないと判断した。

6 審査会の判断

(1) 対象文書について

対象文書は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「県条例」という。）において、知事に報告又は届出をしなければならないと規定されているものであって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき定められた神奈川県事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）第3条の規定に基づき、市町村が事務を処理することとなっていることから、実施機関が対象文書を受理したものである。

(2) 対象文書の特定の妥当性について

審査請求人は、申出者が求めている文書は「青酸溶液及び同様の有害物質により汚染された土壤に係る一切」であり、「青酸溶液及び同様の有害物質」と明らかに限定的に記載されていることから、審査請求対象部分は求められていないので非公開とすべきであると主張している。

これに対して、実施機関は、対象文書が「同様の有害物質により汚染された土壤に係る一切」となっていることから、申出者との電話において、同様の有害物質はシアン化合物に限定して構わないと確認するとともに、「シアン化合物に汚染された土壤」については一切の情報を求めていると確認したことから、同物質に関する記載がない箇所、他の物質に関する汚染の情報が記載されている箇所及び土壤汚染により副次的に発生した地下水汚染に係る情報が記載されている箇所を含め対象文書として特定したと主張している。

以上を踏まえると、実施機関は、対象文書を「シアン化合物により汚染された土壤に係る一切の書類」と特定しているのに対し、審査請求人は、対象文書を「シアン化合物により汚染された土壤」に関する情報のうち審査請求対象部分を除いた情報と誤認しているものとする。つまり、対象文書には、「シアン化合物により汚染された土壤」に係る「シアン化合物以外の汚染情報」も含まれるのであるが、審査請求人は、「シアン化合物により汚染された土壤」に係る「一切の書類」のうち「シアン化合物に関する汚染情報のみ」が対象文書であると主張しているものである。したがって、審査請求人の主張は誤認に基づくものであって、実施機関が一連の行政文書を対象文書として特定したことは妥当であるといえる。

(3) 公開にかかる憲法上の権利の侵害について

審査請求人は、一連の行政文書だからとして公開すると、憲法上の権利が侵害されると主張している。なお、審査請求人は営業の自由の根拠を憲法第21条第1項の結社の自由としているが、本来、基本的人権の自由権の一つである経済的自由権として、憲法第22条の職業選択の自由及び第29条の財産権の保障に根拠を求めるべきといえる。

この営業の自由について、公害防止など公共の安全確保の観点から規制を加えるのが県条例であり、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としており、工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置、その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。

すなわち、営業の自由は、市民の健康を保護し生活環境を保全する県条例により規制を受けるものであり、県条例により市が報告を受け、取得した行政文書は、当然のこととして、条例により市民等の知る権利を充足するべく公開対象文書となりうるということである。別途、法人等の営業活動上の利益を保護するため、条例第5条第2号において法人としての非公開情報が規定され、これらの情報は情報公開の対象から除外することが定められていることからすれば、憲法上の権利を侵害するものではないと考える。

(4) 条例第5条第2号の該当性について

(3)で述べたとおり、条例第5条第2号において、「法人その他の団体...に関する情報であって、公開することにより当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」については、公開しないことができると規定している。これは、公開することにより何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは十分ではなく、客観的に法人等の競争上の地位等が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。

しかし、審査請求人から、審査請求対象部分を公開することで、競争上の地位その他正当な利益を害することについて不利益を被るかどうかは、現時点では不明であるとの回答があり、法人等の競争上の地位等が具体的に侵害されるという蓋然性は認められなかった。

したがって、審査請求対象部分は条例第5条第2号に該当せず、公開すべきである。

(5) 条例第3条の法人該当性について

審査請求人が請求理由として掲げる条例第3条後段の規定については、個人に関する情報をみだりに公にしないことを定めているものであり、法人に関する情報はこの条文には該当しない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

付 言

実施機関が審査請求人に対象文書を示達するにあたり、平成30年11月16日付け「意見書提出機会付与通知書」では「別紙対象文書一覧表のとおり」、平成31年1月10日付け「行政文書公開通知書」では「対象文書」の件名1件、平成31年3月8日付け「情報公開審査会諮問通知書」では「本件文書」の件名3件と、異なった件名を記載するなど、事務処理に不手際が見受けられる。このことが、対象文書の特定について審査請求人との共通認識を欠く事態を招来する一因になったものと考えられる。当審査会としては、こうした事態の再発防止に向けて、実施機関において適切な対応が図られることを望むものである。

別紙「審査会の経過」

年月日	会議名	審査会の経過
平成31年1月28日		審査請求
平成31年3月8日		諮問書を受理
平成31年3月25日		審査請求人に対し、意見書の提出について通知
平成31年4月12日		意見書を受理、写しを実施機関に送付
平成31年4月24日	第110回情報公開審査会	意見書までの報告
令和元年5月24日	第111回情報公開審査会	審査請求人及び実施機関からの意見聴取
令和元年6月19日	第112回情報公開審査会	審議、答申